

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年ー 4 (30. 2.19)	地域振興	<p><b>核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b>  国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択された。  核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理に下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。同年9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続が始まった。  この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、同年12月10日には2017年のノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に授与された。  平和首長会議は同年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」、「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決した。  核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。</p> <p>▶<b>陳情趣旨</b>  鳥取県議会において、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を国へ提出すること。</p>	ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長 田 中 一 朗